令和６年

第３回前期
定例県議会議案

（附　　予算説明書）

群　　馬　　県

令和６年第３回前期定例県議会議案目次

第１２７号議案　令和６年度群馬県一般会計補正予算（第３号）…………………… 5頁

第１２８号議案　令和６年度群馬県電気事業会計補正予算（第１号）……………… 11

第１２９号議案　群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 ……………… 12

第１３０号議案　群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ……………………………………………… 14

第１３１号議案　群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例 ………………………… 15

第１３２号議案　群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ………………………… 16

第１３３号議案　群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ……………………………… 19

第１３４号議案　請負契約の締結について ………………………………… 20

第１３５号議案　請負契約の締結について ………………………………… 21

第１３６号議案　事業契約の締結について ………………………………… 22

第１３７号議案　請負契約の変更について ………………………………… 23

第１３８号議案　和解について ……………………………………………… 24

第１３９号議案　和解について ……………………………………………… 25

報 第 ３ 号 報　告　書 ……………………………………………… 26

報 第 ４ 号 報　告　書 ……………………………………………… 29

報 第 ５ 号 報　告　書 ……………………………………………… 37

報 第 ６ 号 報　告　書 ……………………………………………… 50

報 第 ７ 号 報　告　書 ……………………………………………… 65

予　算　説　明　書　目　次

令和６年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第３号）……………… 69頁

１　総　　　括 …………………………………………………………… 69

２　歳　　　入 …………………………………………………………… 72

７　分担金及び負担金 …………………………………………………… 72

８　使用料及び手数料 …………………………………………………… 73

９　国 庫 支 出 金 ………………………………………………………… 74

11　寄　　附　　金 ……………………………………………………… 76

13　繰　　越　　金 ……………………………………………………… 77

14　諸　　収　　入 ……………………………………………………… 78

15　県　　　　　債 ……………………………………………………… 79

３　歳　　　出 …………………………………………………………… 80

２　知 事 戦 略 費 ………………………………………………………… 80

３　総　　務　　費 ……………………………………………………… 81

４　地 域 創 生 費 ………………………………………………………… 82

５　生 活 こ ど も 費 ……………………………………………………… 83

６　健 康 福 祉 費 ………………………………………………………… 84

９　農　　政　　費 ……………………………………………………… 85

10　産 業 経 済 費 ………………………………………………………… 86

11　県 土 整 備 費 ………………………………………………………… 87

12　警　　察　　費 ……………………………………………………… 92

13　教　　育　　費 ……………………………………………………… 93

県債の令和４年度末及び令和５年度末における現在高並びに令和６年度末における現在高の見込みに関する調書 ……………………………………… 94

令和６年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第１号）………………………… 95

令和６年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第２号・報告分）……… 96

第１２７号議案

令和６年度群馬県一般会計補正予算（第３号）

令和６年度群馬県の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，６６９，５２５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７９０，４６８，４９４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表繰越明許費」による。

（県債の補正）

第３条　県債の補正は、「第３表県債補正」による。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
7 分担金及び負担金		3,737,881	15,669	3,753,550
	2 負担金	3,538,590	15,669	3,554,259
8 使用料及び手数料		11,595,705	11,193	11,606,898
	1 使用料	7,932,659	11,193	7,943,852
9 国庫支出金		84,364,069	1,220,729	85,584,798
	1 国庫負担金	53,478,726	△ 489,093	52,989,633
	2 国庫補助金	30,062,495	1,709,822	31,772,317
11 寄附金		676,273	9,310	685,583
	1 寄附金	676,273	9,310	685,583
13 繰越金		10,000	6,541,889	6,551,889
	1 繰越金	10,000	6,541,889	6,551,889
14 諸収入		13,979,319	172,735	14,152,054
	4 受託事業収入	675,759	2,553	678,312
	6 雑入	3,155,497	170,182	3,325,679
15 県債		47,409,000	698,000	48,107,000
	1 県債	47,409,000	698,000	48,107,000
歳入合計		781,798,969	8,669,525	790,468,494

２　歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2 知事戦略費		11,029,659	120,000	11,149,659
	5 交通イノベーション推進費	1,489,721	120,000	1,609,721
3 総務費		30,799,259	6,148,603	36,947,862
	1 総務管理費	16,420,476	6,034,258	22,454,734
	6 危機管理費	1,859,843	114,345	1,974,188
4 地域創生費		7,901,198	126,000	8,027,198
	3 文化振興費	3,185,159	6,000	3,191,159
	5 スポーツ振興費	1,482,965	120,000	1,602,965
5 生活こども費		43,093,070	14,850	43,107,920
	1 生活こども費	583,988	4,540	588,528
	2 こども・子育て支援費	20,527,246	3,307	20,530,553
	4 児童福祉費	11,323,791	6,000	11,329,791
	5 県民活動支援・広聴費	191,094	1,003	192,097
6 健康福祉費		144,341,875	102,349	144,444,224
	1 健康福祉費	2,561,715	2,028	2,563,743
	2 医務費	12,028,667	33,969	12,062,636
	8 地域福祉費	5,175,461	62,957	5,238,418
	10 介護高齢費	31,800,955	3,395	31,804,350
9 農政費		22,061,488	15,047	22,076,535
	3 米麦畜産費	1,510,006	11,743	1,521,749
	4 野菜花き費	3,590,080	2,304	3,592,384

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
	5 蚕糸特産費	1,565,858	1,000	1,566,858
10 産業経済費		9,736,206	81,037	9,817,243
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	909,929	81,037	990,966
11 県土整備費		65,867,437	1,927,755	67,795,192
	2 道路管理費	14,674,402	420,705	15,095,107
	3 道路整備費	21,707,528	2,788,158	24,495,686
	4 河川費	7,760,275	△ 812,250	6,948,025
	5 砂防費	5,490,015	△ 260,656	5,229,359
	6 都市計画費	516,641	△ 34,200	482,441
	7 都市整備費	3,278,313	134,634	3,412,947
	8 下水環境費	4,108,852	△ 22,560	4,086,292
	10 住宅政策費	3,038,532	△ 286,076	2,752,456
12 警察費		46,387,953	132,884	46,520,837
	2 警察活動費	4,862,579	132,884	4,995,463
13 教育費		166,530,707	1,000	166,531,707
	1 教育総務費	26,846,409	1,000	26,847,409
歳出合計		781,798,969	8,669,525	790,468,494

第２表　繰越明許費

款	項	事業名	金額（千円）
5 生活こども費	2 こども・子育て支援費	児童会館運営	39,800
6 健康福祉費	7 食品・生活衛生費	動物愛護	9,935
7 環境森林費	4 自然環境費	自然公園等整備	600,000
11 県土整備費	2 道路管理費	単独道路維持修繕	77,816
		単独交通安全対策	33,250
		社会資本総合整備	325,617
		道路メンテナンス	69,758
		無電柱化推進	33,313
	3 道路整備費	単独道路改築	100,481
		社会資本総合整備	710,429
		道路改築	54,047
		道路メンテナンス	275,017
	4 河川費	単独河川改修	63,462
		河川維持補修	104,928
		社会資本総合整備	63,536
		緊急防災・減災対策	4,318
		大規模特定河川	57,144
		ダムメンテナンス	20,610
		特定ダム環境対策	1,410
	5 砂防費	単独砂防施設	29,033
		単独砂防維持管理	52,799
		社会資本総合整備	180,466
		緊急防災・減災対策	38,116
		事業間連携砂防	32,786
		砂防メンテナンス	45,431
	7 都市整備費	社会資本総合整備（街路）	122,434
		無電柱化推進	10,039
		社会資本総合整備（公園）	15,115

第３表　県　債　補　正

１　追　　加

起　債　の　目　的	限度額(千円)	起債の方法	利　　率	償還の方法
クリエイティブ推進費	24,000	普通貸借又は証券発行（証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年９．０％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。

２　変　　更

起　債　の　目　的	補　正　前	補　正　後
	限度額(千円)	限度額(千円)
危機管理・防災対策推進費	201,000	315,000
社会資本総合整備費（道路管理）	1,614,000	1,941,000
道路メンテナンス費（道路管理）	218,000	213,000
無電柱化推進費（道路管理）	498,000	304,000
社会資本総合整備費（道路整備）	2,903,000	3,941,000
道路改築費	3,075,000	3,208,000
道路メンテナンス費（道路整備）	939,000	926,000
社会資本総合整備費（河川）	620,000	588,000
大規模特定河川費	597,000	282,000
河川メンテナンス費	30,000	27,000
ダムメンテナンス費	126,000	86,000
社会資本総合整備費（砂防）	834,000	718,000
事業間連携砂防費	230,000	131,000
砂防メンテナンス費	90,000	178,000
社会資本総合整備費（都市計画）	37,000	30,000
社会資本総合整備費（街路）	208,000	244,000
無電柱化推進費（街路）	96,000	104,000
社会資本総合整備費（公園）	186,000	134,000
社会資本総合整備費（住宅）	642,000	448,000

第１２８号議案

令和６年度群馬県電気事業会計補正予算（第１号）

（総　則）

第１条　令和６年度群馬県電気事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第２条　令和６年度群馬県電気事業会計予算第５条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

変　更

事　項	補正前	補正後
	期　間	期　間
沢入発電所設備改良事業請負契約	令和７年度	令和７年度から令和８年度まで

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第百二十九号議案

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条　群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年群馬県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の四の項及び五の項中「又は療育手帳」を削る。

第二条　群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項から五の項までを削り、六の項を一の項とし、七の項を二の項とする。

別表第二の八の項中「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「高等学校等奨学のための給付金支給事務」を「高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）」に改め、「生活保護関係情報又は」を削り、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「（平成二十二年法律第十八号）」を加え、同表九の項を削り、同表十の項中「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「高等学校等学び直し支援金支給事務」を「高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務（以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）」に改め、「生活保護関係情報又は」を削り、同項を同表九の項とし、同表十一の項及び十二の項を削る。

別表第三の二の項中「生活保護関係情報又は」を削り、同表四の項中「生活保護関係情報、」を削り、同表五の項を削り、同表六の項を同表五の項とする。

附　則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正等を行おうとするものである。

第百三十号議案

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「野鳥観察小屋
展望台」を「野鳥観察小屋」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　展望台を廃止しようとするものである。

第百三十一号議案

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例（令和五年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　産業競争力強化法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第百三十二号議案

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年群馬県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「施設」を「別表第二に掲げる施設（以下「有料施設」という。）」に、「拒否、禁止又は制限」を「承認等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第二に掲げる施設（以下「有料施設」という。）」を「有料施設」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　有料施設の利用の承認の取消し等に関する業務

第十一条を第十五条とする。

第十条中「知事は」の下に「、指定管理者の指定ができないとき」を加え、「命じ」を「命じたとき」に改め、「ときは」の下に「、第三条の規定にかかわらず」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合（管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認めた場合にあつては、当該管理の業務の一部に有料施設の利用の承認等に関する業務が含まれるときに限る。）においては、第五条から第八条までの規定を準用する。この場合において、第五条第二項中「指定管理者は、必要があると認めたときは、知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第六条及び第八条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を得ているときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

第十条を第十四条とする。

第九条第一項を次のように改める。

有料施設を利用しようとする者は、別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

第九条を第十三条とする。
第八条第一項中「、第六条」を「、前条第一項」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。
二　偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者
三　前条第三項の条件に違反した者
第八条第二項中「第六条」を「前条第一項」に改め、同条を第十二条とする。
第七条を削る。
第六条を第十一条とする。
第五条の次に次の五条を加える。
（利用の承認等）
第六条　有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。
2　指定管理者は、有料施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。
一　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
二　施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
三　その他施設の管理上支障があると認められるとき。
3　指定管理者は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（目的外利用等の禁止）
第七条　前条の規定により利用の承認を得た者（以下「利用者」という。）は、当該承認を得た利用の目的以外の目的に有料施設を利用し、又は他人に利用させてはならない。
（利用の承認の取消し等）
第八条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設の管理上特に必要があると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取り消すことができる。
一　偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。
二　第六条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三　第六条第三項の条件に違反したとき。
四　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（原状回復義務）

第九条　利用者は、その利用を終了したとき（前条の規定による利用の制限若しくは停止又は承認の取消しがあったときを含む。）は、直ちに施設を原状に回復してこれを返還しなければならない。

（損害賠償）

第十条　利用者は、施設を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

別表第一中

「

宝台樹スキー場		
武尊牧場スキー場	利根郡片品村	

」を

「

宝台樹スキー場		

」に

改める。

別表第二中「第九条」を「第十三条」に、「使用料の額」を「金額」に改め、同表宝台樹キャンプ場の部小学校、中学校及びこれらに準ずる学校その他の施設の児童及び生徒の項中「二百円」を「五百円」に改め、同部その他の者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）の項中「四百十円」を「千円」に改める。

附　則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　使用料の改定等を行おうとするものである。

第百三十三号議案

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成二十九年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の表大会議室の項及び交流室Ｂの項を削り、別表二の表注６中「大会議室又は」を削り、別表二の表注７中「、交流室Ｂとは面積が三十平方メートル以上四十平方メートル未満の交流室を」を削り、別表三の表中「、展望ラウンジ」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年九月十九日提出

群馬県知事　山　本　一　太

「注」　群馬コンベンションセンターの四階の施設を廃止しようとするものである。

第１３４号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年群馬県条例第２５号）第２条の規定により議決を求める。

名　　　　称	令和０６年度県立赤城公園活性化整備赤城ＬＳ新築建築工事
工　事　場　所	前橋市富士見町赤城山地内
契　約　金　額	９９６，６００，０００円
契約の方法	一般競争入札
契約の相手方	前橋市岩神町四丁目１０番１９号 池下工業株式会社 　代表取締役社長　小島　丈

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３５号議案

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年群馬県条例第２５号）第２条の規定により議決を求める。

名　　　　称	道路改築植栗・中之条ＩＣ橋上部工工事
工　事　場　所	一般国道１４５号　上信自動車道（吾妻東バイパス） 吾妻郡東吾妻町大字植栗地内
契　約　金　額	２，０６３，０５０，０００円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	高崎市小八木町８２８番１ 川田・南波・東光植栗・中之条ＩＣ橋上部工工事特定建設工事共同企業体 代表者　川田建設株式会社群馬営業所 所長　伊藤　隆幸 構成員　南波建設株式会社 代表取締役　南波　将彦 構成員　東光建設株式会社 代表取締役　竹内　猶則

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３６号議案

事 業 契 約 の 締 結 に つ い て

次のとおり事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第１２条の規定により議決を求める。

名　　　　称	群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業
事 業 場 所	前橋市敷島町地内
契 約 金 額	２３，０６３，５３２，１６３円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契 約 の 相 手 方	高崎市栄町１４番５号５階 しきしまＳＷＩＭオアシス株式会社 代表取締役　檜物　隆之

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３７号議案

請負契約の変更について

令和４年第３回後期定例県議会で議決された道路改築厚田跨道橋上部工工事に係る請負契約の内容の一部を次のとおり変更したいので、群馬県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年群馬県条例第２５号）第２条の規定により議決を求める。

区　　　分	変　更　前	変　更　後
契　約　金　額	1,103,080,000円	1,205,710,000円

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３８号議案

和解について

群馬コンベンションセンター（以下「Ｇメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

１　和解の相手方（以下「請求者」という。）

(1) 群馬県伊勢崎市南千木町５２３９番地１　群馬県立伊勢崎高等学校内
第68回全国高等学校家庭科実践研究会群馬大会　大会長　高橋　みゆき

(2) 東京都新宿区津久戸町４番７号　ＯＳビル４０２号室
一般社団法人人工知能学会　代表理事会長　栗原　聡

(3) ものみの塔聖書冊子協会群馬大会　契約代表者

２　和解の内容

(1)　群馬県は、請求者に対し、次のとおり損失補償金を支払う。

請　求　者	金　　　額
第68回全国高等学校家庭科実践研究会群馬大会	２，６７６，０００円
一般社団法人人工知能学会	２，５６７，０００円
ものみの塔聖書冊子協会群馬大会	１６，０００円
合　　計	５，２５９，０００円

(2)　群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

３　事件の内容

県がＧメッセ群馬４階部分を改修することに伴い、請求者は４階部分を利用することができなくなり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

第１３９号議案

和解について

　群馬コンベンションセンター（以下「Ｇメッセ群馬」という。）の改修に伴う損失補償について、次のとおり和解をする。

１　和解の相手方（以下「請求者」という。）

　東京都千代田区三番町２番地

　Ｇメッセ運営共同事業体　代表団体　株式会社コンベンションリンケージ

　代表取締役　平位　博昭

２　和解の内容

(1)　群馬県は、請求者に対し、損失補償金２０，７７８，０００円を支払う。

(2)　群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

３　事件の内容

　県がＧメッセ群馬４階部分を改修することに伴い、請求者は４階部分に係る施設利用料金収入等が減収となり、損失が発生したため、補償金を支払うものである。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

報第３号

報　　　告　　　書

１　令和５年度群馬県内部統制評価報告書

上記について、別冊のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５０条第５項及び第６項の規定により、監査委員の意見を付し、報告する。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

1　令和５年度群馬県内部統制評価報告書

群馬県知事　山本一太は、地方自治法第150 条第４項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成した。

1　内部統制の整備及び運用に関する事項

群馬県知事　山本一太は、群馬県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、群馬県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省公表、令和６年３月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「群馬県内部統制基本方針」（令和２年３月31日制定、令和５年１月１日改定、以下「基本方針」という。）を定め、当該方針に基づき、「群馬モデル」として内部統制を推進している。

(1) 知事のリーダーシップ発揮

内部統制における最高責任者を知事とするとともに、全庁的な内部統制を推進するため、群馬県内部統制推進・評価会議を設置し、議長を知事としている。このことにより、知事が強いリーダーシップを発揮し、内部統制を推進している。

(2) 内部統制の対象事務

「財務に関する事務」（法定）に加え、「個人情報保護に関する事務」、「公文書管理に関する事務」及び「公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務」を対象とすることで、個人情報保護や公文書の適切な管理を徹底するとともに、不当な要求により県政が歪められることを強く防止している。

(3) 専門の弁護士

内部統制の整備及び運用等について、助言・指導をする弁護士を設置し、内部統制の実効力を高めている。

また、群馬県内部統制行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、全庁に共通するリスク（共通リスク）及び対応策を整備するとともに、所属ごとに所属固有のリスク（所属個別リスク）及び対応策を整備することで、内部統制体制の整備を行う。

内部統制推進員である各所属長は、整備したリスクへ対応することで、内部統制の運

用を行い、さらに、内部統制責任者である部局長が各部局の実施状況を評価の上、内部統制評価部局に報告することとしている。

令和５年度の評価対象期間においては、知事部局の全161所属が行動計画に基づき取組を実施した。

なお、内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないため、自ら限界がある。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化などにより、有効に機能しない場合があり得る。

２　評価手続

令和５年度を評価対象期間とし、令和６年３月31日を評価基準日として、ガイドライン及び基本方針に基づき、内部統制の評価を実施した。

３　評価結果

上記の評価手続により評価を実施したところ、全庁的な内部統制においては、適切な取組がなされており、内部統制は概ね有効であると判断した。

一方、業務レベルの内部統制においては、「財務に関する事務」における運用上の重大な不備が２件、「個人情報保護に関する事務」における運用上の重大な不備が18件、計20件の重大な不備を把握したため、当該事務について内部統制は一部有効に運用されていないと判断した。

４　不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備に対しては、内部統制弁護士による聞き取り調査や改善に向けたアドバイスを受けるとともに、該当所属における再発防止に向けた対策の実施、及び全庁的な注意喚起などの対応を行った。

また、今後も同様の不備が発生することのないよう、全庁的な情報の共有や研修の実施などに取り組む。

報第４号

報　　　告　　　書

１　令和６年度群馬県一般会計補正予算（第２号）

２　和解及び損害賠償の額を定めることについて

３　訴えの提起について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

１　令和６年度群馬県一般会計補正予算（第２号）

令和６年度群馬県の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８０，０００千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７８１，７９８，９６９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月１４日

群馬県知事　山　本　一　太

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　入

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
14 諸　収　入		13,899,319	80,000	13,979,319
	4 受　託　事　業　収　入	595,759	80,000	675,759
歳　入　合　計		781,718,969	80,000	781,798,969

２　歳　出

（単位　千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
4 地　域　創　生　費		7,821,198	80,000	7,901,198
	3 文　化　振　興　費	3,105,159	80,000	3,185,159
歳　出　合　計		781,718,969	80,000	781,798,969

専　　決　　理　　由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分するものである。

２　和解及び損害賠償の額を定める
ことについて

計量法に基づくタクシーメーター装置検査に係る事故の損害賠償について、次のとおり和解及び損害賠償の額を定めるものとする。

１　和解の相手方（以下「請求者」という。）

前橋市三俣町一丁目５番１４号

アサカタクシー株式会社　代表取締役　國岡　充朗

２　和解の内容

(1)　群馬県は、請求者に対し、損害賠償金１６８，３２２円を支払う。

(2)　群馬県と請求者間において、本和解条項以外何らの債権・債務のないことを確認する。

３　事件の内容

請求者は、群馬県によるタクシーメーター装置検査によって、使用車両のバンパー破損の損害を被ったものである。

上記のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分する。

令和６年７月１２日

群馬県知事　山　本　一　太

専　決　理　由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分するものである。

３　訴 え の 提 起 に つ い て

１　事　件　名

県営住宅の建物明渡等請求事件

２　相　手　方

提　起　日	住　　宅　　名	住　　　　　所	氏　　名
令和６年８月１７日	今泉県営住宅 １６号	伊勢崎市今泉町一丁目１４９７ 番地　県営住宅１６	ＴＲＡＮ　ＴＨＩ ＰＨＵＯＮＧ
令和６年８月１９日	高根県営住宅 １６１号	館林市松沼町５番４号 高根県営住宅Ｄ－１６１	富岡　剛志
令和６年８月１６日	萩の宮県営住宅 １１４号	高崎市新町７２３番地２ チェリーハイム笛木Ａ１１２号	小柏　久夫

３　事件の内容及び請求の趣旨

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者又は県営住宅を不法に占有している者であり、再三の家賃等納入勧告及び退去勧告にもかかわらず、納入も退去もしないため、滞納家賃等の支払及び県営住宅の明渡しを求める訴えの提起（和解を含む。）を行ったものである。

４　事件に対する取扱い方針

訴えにおいて、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

上記のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行った。

群馬県知事　山　本　一　太

専　　決　　理　　由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分するものである。

報第５号

報　　　告　　　書

１　令和５年度群馬県一般会計繰越明許費繰越計算書

２　令和５年度群馬県一般会計事故繰越し繰越計算書

上記について、別冊のとおり歳出予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項及び第１５０条第３項の規定により報告する。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

1　令和 5年度群馬県一般会計繰越明許費繰越計算書

（単位　円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳 既収入特定財源	未収入特定財源 国庫支出金	未収入特定財源 県債	未収入特定財源 その他	一般財源
繰越明許費計			74,231,176,654	63,329,958,103	1,113,772,443	30,314,793,984	25,346,000,000	881,454,800	5,673,936,876
2 知事戦略費	4 業務プロセス改革費	デジタル基盤整備	34,700,000	34,700,000					34,700,000
	6 交通イノベーション推進費	公共交通整備	15,141,000	15,141,000			11,000,000		4,141,000
3 総務費	1 総務管理費	施設維持管理	1,925,000	1,925,000					1,925,000
		県庁舎等運営管理	158,046,000	158,046,000			112,000,000		46,046,000
		財産活用	393,220,000	393,220,000			345,000,000		48,220,000
	6 危機管理費	防災情報通信管理運用	199,479,000	199,478,400			199,000,000		478,400
4 地域創生費	1 地域創生費	文化スポーツ施設等特別維持整備	605,000	605,000					605,000
		地域公共事業調整費	45,682,000	45,681,196					45,681,196
	3 文化振興費	文化施設整備推進	3,509,000	3,509,000			2,000,000		1,509,000
		世界遺産継承推進	48,737,000	48,737,000			37,000,000		11,737,000
		自然史博物館運営	31,337,000	31,337,000	31,337,000				
	4 文化財保護費	文化財保存活用推進	1,232,000	1,232,000		1,232,000			
		文化財保存管理指導	7,790,000	7,790,000					7,790,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
	5 スポーツ振興費	第７９回国民スポーツ大会冬季大会施設整備	35,200,000	35,200,000			8,000,000	26,310,000	890,000
5 生活こども費	4 私学・子育て支援費	私立学校教育振興	900,000	900,000		900,000			
		保育施設支援	750,000	750,000		500,000			250,000
	5 児童福祉・青少年費	児童養護施設等対策	300,000	300,000		200,000			100,000
6 健康福祉費	3 医務費	医務行政推進	485,450,000	485,450,000		485,450,000			
		災害医療対策	19,000,000	19,000,000		9,500,000			9,500,000
	4 介護高齢費	老人福祉施設対策	19,171,000	19,171,000			19,000,000		171,000
		地域医療介護総合確保対策	221,520,000	221,520,000				221,520,000	
		介護保険基盤運営	1,334,149,000	1,334,149,000		1,267,408,000			66,741,000
	6 健康長寿社会づくり推進費	認知症施策	4,692,000	4,692,000		4,692,000			
	7 障害政策費	障害福祉推進	5,181,000	2,675,000		560,000			2,115,000
		施設サービス	361,423,000	361,423,000		336,348,000	18,000,000		7,075,000
	8 薬務費	薬務行政	32,572,000	32,572,000		32,572,000			
		ワクチン接種推進	13,418,000	13,418,000		13,418,000			
	10 食品・生活衛生費	ペットとの共生推進	10,994,000	10,994,000					10,994,000
		水道事業促進	17,737,000	17,737,000		17,737,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
7 環境森林費	1 環境政策費	公園施設等特別維持整備	7,658,000	7,658,000					7,658,000
	3 廃棄物・リサイクル費	産業廃棄物処理対策	10,381,000	9,830,700	9,830,700				
	4 自然環境費	自然公園等管理	4,000,000	4,000,000					4,000,000
		自然公園等整備	151,591,000	118,168,700		37,500,000	63,000,000		17,668,700
		適正利用推進	7,100,000	7,100,000					7,100,000
	5 林政費	ぐんま緑の県民基金事業	330,000,000	225,647,000				225,647,000	
		補助公共造林	104,322,000	77,029,000		56,044,000			20,985,000
		苗木生産指導	3,900,000	3,900,000		3,900,000			
		補助公共林道	146,173,000	90,350,000		45,124,000	40,000,000		5,226,000
		農山漁村地域整備	293,275,000	275,986,000	4,328,000	137,503,000	112,000,000		22,155,000
		補助公共作業道	212,859,000	148,487,000	10,687,000	67,022,000			70,778,000
		単独林道	26,709,000	26,709,000					26,709,000
		単独作業道	74,342,000	23,582,000					23,582,000
		地域森林計画	22,000,000	22,000,000		22,000,000			
		水源林等整備推進	22,990,000	16,038,000					16,038,000
		森林公園整備	2,213,000	1,460,000					1,460,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
	6 林業振興費	林業構造改善対策	15,740,000	15,740,000	5,640,000	10,100,000			
		木材等生産振興対策	64,456,000	39,415,000	29,415,000				10,000,000
		きのこ等振興対策	149,760,000	52,537,000		51,612,000			925,000
	7 森林保全費	補助公共治山	1,233,300,000	1,190,300,000		614,926,000	548,000,000		27,374,000
		農山漁村地域整備	474,800,000	351,300,000		175,839,000	149,000,000		26,461,000
		単独公共治山	509,147,654	365,902,000	30,247,000		312,000,000		23,655,000
9 農政費	1 農政費	農業事務所運営	4,210,000	4,209,600			2,000,000		2,209,600
		旧競馬場施設維持管理	10,270,000	10,270,000					10,270,000
	2 農業構造政策費	農業経営基盤強化対策	929,000	929,000					929,000
		生産施設運営	85,036,000	54,590,000			11,000,000		43,590,000
		農業者等研修	3,396,000	2,640,000					2,640,000
	3 技術支援費	鳥獣害防止	140,044,000	107,606,000	107,606,000				
	4 蚕糸園芸費	野菜振興	57,625,000	57,625,000				57,625,000	
		フラワーパーク改修	2,070,661,000	2,060,934,790		906,000,000	1,092,000,000		62,934,790
		農産振興	825,000,000	825,000,000	40,000,000	550,000,000	206,000,000		29,000,000
	6 畜産業費	畜産物流通消費	78,729,000	78,729,000		78,729,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		浅間牧場草地・施設整備	277,000,000	276,057,000		138,028,500	127,000,000		11,028,500
		浅間家畜育成牧場研修施設整備	20,000,000	20,000,000			10,000,000	10,000,000	
		肉牛振興	97,060,000	97,060,000		97,060,000			
		養鶏振興	5,500,000	5,500,000		5,500,000			
	7 農村整備費	小規模農村整備	144,738,000	123,046,000			23,000,000		100,046,000
		単独農村整備	74,189,000	59,895,052	14,973,513		40,000,000		4,921,539
		農山漁村地域整備	514,508,000	287,738,000	71,942,000	133,544,000	74,000,000		8,252,000
		農村地域防災減災	732,330,000	613,078,100	48,146,565	367,750,550	169,000,000	15,620,000	12,560,985
		土地改良施設突発事故復旧	8,670,000	8,670,000		5,481,000	3,000,000		189,000
		相馬原補償工事	42,785,000	42,785,000		42,785,000			
		農業競争力強化基盤整備	1,239,647,000	1,124,308,364	172,996,652	594,199,761	298,000,000	49,985,000	9,126,951
		農地耕作条件改善	245,605,000	234,955,600		164,757,250	58,000,000		12,198,350
		農業水路等長寿命化・防災減災	283,627,000	138,466,232	46,268,383	62,219,244	26,000,000		3,978,605
		農山漁村地域整備事業事務費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
10 産業経済費	1 産業政策費	総務調整費	1,342,000	1,342,000					1,342,000
	2 未来投資・デジタル産業費	未来投資促進	1,267,732,000	1,267,732,000		1,267,732,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
	4 観光魅力創出費	リトリート推進	1,540,000	1,540,000					1,540,000
	5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	クリエイティブ推進	326,105,000	320,105,000		148,871,000	147,000,000		24,234,000
11 県土整備費	1 土木管理費	総務調整費	8,500,000	6,320,110					6,320,110
		公共事業調整費	339,184,000	284,705,313					284,705,313
		建設技術支援	50,000,000	48,370,000					48,370,000
	2 道路管理費	単独公共事業事務費	12,000,000	12,000,000					12,000,000
		社会資本総合整備事業事務費	10,669,000	10,669,000			10,000,000	669,000	
		道路維持管理	68,764,000	2,387,000					2,387,000
		単独道路維持修繕	1,211,500,000	723,619,741			240,000,000		483,619,741
		単独交通安全対策	579,276,000	430,543,716					430,543,716
		社会資本総合整備	5,539,325,000	4,410,494,640	5,938,200	2,321,791,231	1,910,000,000	13,398,000	159,367,209
		道路メンテナンス	531,983,000	434,999,760		239,249,868	138,000,000		57,749,892
		無電柱化推進	1,927,375,000	1,561,654,024	52,035,804	830,290,021	650,000,000		29,328,199
	3 道路整備費	単独公共事業事務費	9,000,000	9,000,000					9,000,000
		社会資本総合整備事業事務費	14,000,000	14,000,000			13,000,000		1,000,000
		補助公共事業事務費	13,000,000	13,000,000			12,000,000		1,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳 既収入特定財源	未収入特定財源 国庫支出金	県債	その他	一般財源
		単独道路改築	1,096,569,000	866,308,761				11,370,000	854,938,761
		単独橋りょう予防保全	127,900,000	98,284,854					98,284,854
		社会資本総合整備	13,437,725,000	11,552,399,000		6,231,653,227	5,023,000,000		297,745,773
		道路改築	9,465,363,000	9,047,119,100		4,995,729,805	3,778,000,000		273,389,295
		道路メンテナンス	4,638,827,000	3,605,340,800		1,981,276,440	1,517,000,000	3,020,000	104,044,360
	4 河川費	単独公共事業事務費	4,000,000	4,000,000			4,000,000		
		社会資本総合整備事業事務費	15,321,000	13,022,000			4,000,000	9,022,000	
		単独河川改修	427,413,000	349,162,652			349,000,000		162,652
		河川維持補修	1,083,530,000	926,209,339	6,198,020		595,000,000	42,900,000	282,111,319
		社会資本総合整備	2,780,178,000	2,366,055,808	21,961,202	1,098,465,403	1,067,000,000	147,163,800	31,465,403
		緊急防災・減災対策	217,153,000	167,280,675			167,000,000		280,675
		大規模特定河川	3,000,000,000	2,677,878,898		1,338,939,449	1,317,000,000		21,939,449
		河川メンテナンス	68,000,000	68,000,000		34,000,000	34,000,000		
		ダムメンテナンス	467,533,000	461,726,000	8,788,200	164,020,400	236,000,000	47,205,000	5,712,400
		河川管理	2,715,000	2,715,000					2,715,000
		特定ダム環境対策	25,000,000	15,572,000					15,572,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
	5 砂防費	社会資本総合整備事業事務費	10,000,000	10,000,000			9,000,000		1,000,000
		単独砂防施設	254,167,000	179,722,705	2,834,407		125,000,000		51,888,298
		単独砂防維持管理	419,449,000	291,741,039			205,000,000		86,741,039
		社会資本総合整備	3,299,578,000	2,713,686,274	76,224,126	1,312,546,727	1,294,000,000		30,915,421
		緊急防災・減災対策	214,060,000	118,465,924	5,823,200		79,000,000		33,642,724
		事業間連携砂防	1,019,600,000	770,141,617	18,376,195	384,112,190	361,000,000		6,653,232
		砂防メンテナンス	513,951,000	490,802,000		245,401,000	240,000,000		5,401,000
	6 都市計画費	都市計画指導調査	24,000,000	24,000,000					24,000,000
		社会資本総合整備	63,050,000	1,450,000	362,000	725,000			363,000
		土地区画整理事業負担金	226,000,000	209,365,000					209,365,000
		単独景観整備	7,100,000	4,000,000					4,000,000
		単独道路交通計画調査	151,000,000	119,715,835					119,715,835
		道路交通計画調査	14,400,000	9,480,000		3,160,000			6,320,000
	7 都市整備費	単独街路	258,000,000	197,006,498	18,151,748				178,854,750
		社会資本総合整備（街路）	1,433,000,000	1,037,354,000	187,379,060	570,104,350	257,000,000		22,870,590
		無電柱化推進	557,000,000	414,202,600	74,556,468	227,811,430	104,000,000		7,834,702

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
		社会資本総合整備事業事務費（街路）	5,000,000	5,000,000			5,000,000		
		クリエイティブシティ推進	31,000,000	30,610,959					30,610,959
		公園施設維持修繕	127,734,000	75,214,190					75,214,190
		社会資本総合整備（公園）	288,782,000	114,697,000		57,348,500	51,000,000		6,348,500
	8 下水環境費	市町村下水道費補助	15,000,000	1,000,000					1,000,000
	9 建築費	耐震改修支援	1,388,000	1,388,000					1,388,000
		盛土規制法関連調査	25,485,000	6,955,000		3,477,500			3,477,500
	10 住宅政策費	市街地再開発	48,425,000	48,425,000					48,425,000
		古民家再生・活用推進	7,492,000	6,817,000		3,408,500			3,408,500
		社会資本総合整備	316,748,000	316,747,538		158,545,000	158,000,000		202,538
12 警察費	1 警察管理費	警察装備	70,235,000	70,235,000					70,235,000
		警察施設整備	4,510,000	4,510,000					4,510,000
	2 警察活動費	交通安全施設整備	72,457,000	72,457,000		14,695,000	25,000,000		32,762,000
13 教育費	1 教育総務費	県立夜間中学設置準備	13,601,000	13,601,000					13,601,000
	6 学校建設事業費	高等学校施設整備	599,393,000	599,393,000	11,726,000		511,000,000		76,667,000
		特別支援学校施設整備	224,908,000	224,908,000			183,000,000		41,908,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
	9 大学費	施設整備	22,560,000	22,560,000			20,000,000		2,560,000
14 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧	81,992,000	81,992,000		81,992,000			
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設単独災害復旧	480,000,000	364,257,999			364,000,000		257,999
		土木施設補助災害復旧	225,454,000	91,914,000		61,306,638	30,000,000		607,362

2　令和 5年度群馬県一般会計事故繰越し繰越計算書

（単位　円）

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
事故繰越し計			4,929,122,961	2,403,725,501	2,525,397,460		2,525,397,460	64,823,690	2,391,661,262	68,912,508	
6 健康福祉費	7 障害政策費	施設サービス	71,172,000		71,172,000		71,172,000		国庫支出金 47,448,000 県債 23,000,000	724,000	計画に関する諸条件
7 環境森林費	4 自然環境費	自然公園等整備	996,112,300	326,392,300	669,720,000		669,720,000		分担金負担金 246,000,000 国庫支出金 151,360,000 県債 272,000,000	360,000	計画に関する諸条件
	5 林政費	農山漁村地域整備	281,234,000	251,314,000	29,920,000		29,920,000		国庫支出金 14,960,000 県債 13,000,000	1,960,000	補償処理の困難
	7 森林保全費	農山漁村地域整備	41,797,990	16,697,990	25,100,000		25,100,000		国庫支出金 12,392,000 県債 11,000,000	1,708,000	計画に関する諸条件
9 農政費	4 蚕糸園芸費	フラワーパーク改修	379,000,000	101,568,000	277,432,000		277,432,000		国庫支出金 138,716,000 県債 138,000,000	716,000	資材の入手難
	5 ぐんまブランド推進費	地域資源活用推進	100,000,000		100,000,000		100,000,000		国庫支出金 100,000,000		資材の入手難
	7 農村整備費	農山漁村地域整備	90,578,000	43,702,000	46,876,000		46,876,000	11,719,000	国庫支出金 23,438,000 県債 10,000,000	1,719,000	資材の入手難
11 県土整備費	3 道路整備費	単独道路改築	16,000,000		16,000,000		16,000,000		県債 14,000,000	2,000,000	計画に関する諸条件

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
		社会資本総合整備	671,649,060	483,589,060	188,060,000		188,060,000		国庫支出金 101,038,000 県債 86,000,000	1,022,000	計画に関する諸条件
		道路改築	672,302,111	178,302,111	494,000,000		494,000,000		国庫支出金 271,700,000 県債 200,000,000	22,300,000	計画に関する諸条件
	4 河川費	ダムメンテナンス	443,447,500	155,336,900	288,110,600		288,110,600	33,977,016	国庫支出金 101,653,433 県債 152,000,000	480,151	資材の入手難
	5 砂防費	災害関連緊急砂防	185,970,000	89,970,000	96,000,000		96,000,000		国庫支出金 64,000,000 県債 32,000,000		計画に関する諸条件
	6 都市計画費	土地区画整理事業負担金	162,920,000	130,157,000	32,763,000		32,763,000			32,763,000	補償処理の困難
	7 都市整備費	無電柱化推進	500,590,000	394,325,140	106,264,860		106,264,860	19,127,674	国庫支出金 58,445,673 県債 26,000,000	2,691,513	補償処理の困難
14 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧	146,368,000	123,857,000	22,511,000		22,511,000		国庫支出金 22,511,000		計画に関する諸条件
	2 公共土木施設災害復旧費	土木施設補助災害復旧	169,982,000	108,514,000	61,468,000		61,468,000		国庫支出金 40,999,156 県債 20,000,000	468,844	計画に関する諸条件

報第６号

報　　告　　書

１　令和５年度群馬県流域下水道事業会計予算繰越計算書

２　令和５年度群馬県電気事業会計予算繰越計算書

３　令和５年度群馬県工業用水道事業会計予算繰越計算書

４　令和５年度群馬県水道事業会計予算繰越計算書

５　令和５年度群馬県団地造成事業会計予算繰越計算書

６　令和５年度群馬県施設管理事業会計予算繰越計算書

７　令和５年度群馬県病院事業会計予算繰越計算書

上記について、別冊のとおり支出予算を繰り越したので、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により報告する。

令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

1　令和５年度群馬県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	市町村負担金等			
1 流域下水道事業資本的支出	1 建設改良費	奥利根処理区建設費（補助）	366,817,000	229,385,358	137,429,000	68,714,000	34,000,000	34,715,000	2,642		他工事との調整に不測の日数を要したため
		奥利根処理区建設費（単独）	8,525,000	5,808,000	2,717,000		1,000,000	1,717,000			部品製作に不測の日数を要したため
		県央処理区建設費（補助）	1,520,207,000	151,669,890	1,368,534,000	749,064,000	309,500,000	309,970,000	3,110		他工事との調整に不測の日数を要したため
		県央処理区建設費（単独）	70,275,000	61,055,000	9,220,000		4,000,000	5,220,000			計画の見直しに不測の日数を要したため
		桐生処理区建設費（補助）	167,344,000	44,360,000	122,982,000	73,315,000	23,500,000	26,167,000	2,000		他工事との調整に不測の日数を要したため
		西邑楽処理区建設費（補助）	74,334,000	48,730,649	25,601,000	15,300,000	5,000,000	5,301,000	2,351		他工事との調整に不測の日数を要したため
		新田処理区建設費（補助）	5,053,000	894,000	4,158,000	2,078,000		2,080,000	1,000		計画の見直しに不測の日数を要したため
		佐波処理区建設費（補助）	934,046,000	628,886,000	305,159,000	152,579,000	76,000,000	76,580,000	1,000		関係者との調整に不測の日数を要したため
計			3,146,601,000	1,170,788,897	1,975,800,000	1,061,050,000	453,000,000	461,750,000	12,103		

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	市町村負担金等			
1 流域下水道事業費用	1 営業費用	奥利根処理区事業費	5,038,000	4,862,000	176,000		176,000			部品製作に不測の日数を要したため
		県央処理区事業費	28,927,000	10,955,000	17,972,000	9,211,000	8,761,000			他工事との調整に不測の日数を要したため
		桐生処理区事業費	26,167,000	1,386,000	24,588,000	6,370,000	18,218,000	193,000		他工事との調整に不測の日数を要したため
計			60,132,000	17,203,000	42,736,000	15,581,000	27,155,000	193,000		

2　令和５年度群馬県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
1 電気事業資本的支出	1 建設改良費	四万発電所設備更新費	1,080,422,000	563,527,922	420,977,000	420,977,000	95,917,078		工事に不測の日数を要したため。
		白沢発電所設備更新費	1,113,900,000	665,710,996	53,600,000	53,600,000	394,589,004		工事に不測の日数を要したため。
		霧積発電所建設費	51,489,000	8,295,546	42,900,000	42,900,000	293,454		関係者との調整に不測の日数を要したため。
		開発調査費	28,000,000	5,600,000	22,400,000	22,400,000			関係者との調整に不測の日数を要したため。
		相俣発電所設備整備費	156,575,000	62,189,600	94,384,400	94,384,400	1,000		工事に不測の日数を要したため。
		桃野発電所設備整備費	18,201,000	12,097,800	6,102,800	6,102,800	400		工事に不測の日数を要したため。

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度に係る繰越額に係る繰越を要する棚卸資産の購入限度額	説明
1 電気事業資本的支出	1 建設改良費	東発電所設備整備費	28,820,000	22,550,000	6,270,000	6,270,000			部品調達に不測の日数を要したため。
		小平発電所設備整備費	27,103,000	15,523,200	6,688,000	6,688,000	4,891,800		部品調達に不測の日数を要したため。
		利根発電事務所設備整備費	8,481,000	7,931,000	550,000	550,000			部品調達に不測の日数を要したため。
		吾妻発電事務所設備整備費	3,951,000	3,390,970	550,000	550,000	10,030		部品調達に不測の日数を要したため。
		坂東発電事務所設備整備費	2,037,000	1,378,190	550,000	550,000	108,810		部品調達に不測の日数を要したため。
		渡良瀬発電事務所設備整備費	29,339,000	27,590,068	550,000	550,000	1,198,932		部品調達に不測の日数を要したため。
		相俣第二発電所設備整備費	4,035,000		4,034,800	4,034,800	200		工事に不測の日数を要したため。
計			2,552,353,000	1,395,785,292	659,557,000	659,557,000	497,010,708		

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
1 電気事業費用	1 営業費用	水力発電費	5,461,044,000	4,965,910,399	87,156,800	87,156,800	407,976,801		関係者との調整に不測の日数を要したため。
	3 営業外費用	雑損失	92,850,000	83,204,539	697,400	697,400	8,948,061		関係者との調整に不測の日数を要したため。
1 電気事業資本的支出	1 建設改良費	中之条発電所設備整備費	8,716,000	4,620,000	4,096,000	4,096,000			機器製作に不測の日数を要したため。
		小出発電所設備整備費	150,396,000	21,406,000	121,465,300	121,465,300	7,524,700		関係者との調整に不測の日数を要したため。
計			5,713,006,000	5,075,140,938	213,415,500	213,415,500	424,449,562		

3　令和５年度群馬県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産たな卸購入限度額	説明
1 工業用水道事業資本的支出	1 建設改良費	渋川工業用水道設備整備費	137,607,000	107,833,892	23,043,000	23,043,000	6,730,108		工事に不測の日数を要したため。
		東毛工業用水道建設費	12,087,000	3,626,040	8,460,774	8,460,774	186		関係者との調整に不測の日数を要したため。
		東毛工業用水道設備整備費	259,456,000	37,847,700	216,832,000	216,832,000	4,776,300		関係者との調整に不測の日数を要したため。
計			409,150,000	149,307,632	248,335,774	248,335,774	11,506,594		

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額

（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越を要する資産の購入限度額に係る卸資産のための額	説明
1 工業用水道事業費用	1 営業費用	渋川工業用水道事業費	657,400,000	602,899,418	6,336,000	6,336,000	48,164,582		部品調達に不測の日数を要したため。
計			657,400,000	602,899,418	6,336,000	6,336,000	48,164,582		

４　令和５年度群馬県水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
1 水道事業資本的支出	1 建設改良費	県央第一水道設備整備費	140,348,000	111,252,300	12,160,000	12,160,000	16,935,700		部品調達等に不測の日数を要したため
計			140,348,000	111,252,300	12,160,000	12,160,000	16,935,700		

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
1 水道事業費用	1 営業費用	県央第一水道事業費	1,334,345,000	1,301,365,069	20,900,000	20,900,000	12,079,931		機器製作に不測の日数を要したため
計			1,334,345,000	1,301,365,069	20,900,000	20,900,000	12,079,931		

5　令和５年度群馬県団地造成事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
1 団地造成事業資本的支出	1 土地造成費	用地及び造成費	5,465,867,000	3,139,997,747	2,258,048,000	2,258,048,000	67,821,253		関係者との調整に不測の日数を要したため。
	2 開発調査費	開発調査費	135,512,000	33,698,000	101,814,000	101,814,000			関係機関との協議に不測の日数を要したため。
計			5,601,379,000	3,173,695,747	2,359,862,000	2,359,862,000	67,821,253		

6　令和５年度群馬県施設管理事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳 損益勘定留保資金等	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
2 賃貸ビル事業資本的支出	1 建設改良費	公社総合ビル設備整備費	2,600,000		2,200,000	2,200,000	400,000		関係者との調整に不測の日数を要したため。
3 ゴルフ場事業資本的支出	1 建設改良費	ゴルフ場建設費	19,054,000	4,666,200	14,387,800	14,387,800			関係者との調整に不測の日数を要したため。
		ゴルフ場設備整備費	43,427,000	14,692,700	21,040,800	21,040,800	7,693,500		物品調達等に不測の日数を要したため。
計			65,081,000	19,358,900	37,628,600	37,628,600	8,093,500		

地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による事故繰越額　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金等			
3 ゴルフ場事業費用	1 営業費用	ゴルフ場管理費	440,003,000	414,952,014	1,652,700	1,652,700	23,398,286		関係者との調整に不測の日数を要したため。
計			440,003,000	414,952,014	1,652,700	1,652,700	23,398,286		

7　令和５年度群馬県病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　　　　（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫負担金	企業債	損益勘定留保資金等			
1　資本的支出	1　建設改良費	小児医療センター 無停電電源装置更新工事	85,620,000		85,620,000		85,000,000	620,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		小児医療センター 吸収式温水発生器更新工事	148,960,000		148,960,000		148,000,000	960,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		小児医療センター 純水装置更新工事	67,830,000		67,830,000		67,000,000	830,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
		医療器械等購入	265,998,000		265,998,000		265,000,000	998,000			物品調達に不測の日数を要したため
計			568,408,000		568,408,000		565,000,000	3,408,000			

地方公営企業法第２６条第２項のただし書きの規定による事故繰越額

（単位　円）

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫負担金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 収益的支出	1 医業費用	精神医療センター 冷温水発生機修繕工事	5,588,000		5,588,000			5,588,000			関係者との調整に不測の日数を要したため
計			5,588,000		5,588,000			5,588,000			

報第７号

報　　告　　書

１　令和５年度決算に基づく健全化判断比率

２　令和５年度決算に基づく資金不足比率

　上記について、別冊のとおり地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、監査委員の意見を付し、報告する。

　令和６年９月１９日提出

群馬県知事　山　本　一　太

１　令和５年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：%）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－ （３．７５）	－ （８．７５）	９．３ （２５）	１３３．６ （４００）

１　実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「－」とした。

２　括弧内は早期健全化基準の比率である。

２　令和５年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

会　計　名	資金不足比率
群馬県流域下水道事業会計	－
群馬県電気事業会計	－
群馬県工業用水道事業会計	－
群馬県水道事業会計	－
群馬県団地造成事業会計	－
群馬県施設管理事業会計	－
群馬県病院事業会計	－

１　資金不足がないため、比率は「－」とした。

２　資金不足比率の経営健全化基準は２０％である。

予　算　説　明　書

令和 6年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）

1 総 括

（歳　　入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金	3,737,881	15,669	3,753,550
8 使用料及び手数料	11,595,705	11,193	11,606,898
9 国庫支出金	84,364,069	1,220,729	85,584,798
11 寄附金	676,273	9,310	685,583
13 繰越金	10,000	6,541,889	6,551,889
14 諸収入	13,979,319	172,735	14,152,054
15 県債	47,409,000	698,000	48,107,000
歳入合計	781,798,969	8,669,525	790,468,494

（歳　　出）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
2 知事戦略費	11,029,659	120,000	11,149,659	80,000			40,000
3 総務費	30,799,259	6,148,603	36,947,862		114,000		6,034,603
4 地域創生費	7,901,198	126,000	8,027,198			2,310	123,690
5 生活こども費	43,093,070	14,850	43,107,920	3,273		6,000	5,577
6 健康福祉費	144,341,875	102,349	144,444,224	57,175		35,997	9,177
9 農政費	22,061,488	15,047	22,076,535			15,047	
10 産業経済費	9,736,206	81,037	9,817,243	27,500	24,000		29,537
11 県土整備費	65,867,437	1,927,755	67,795,192	1,052,781	560,000	85,669	229,305

12 警　　察　　費	46,387,953	132,884	46,520,837			62,884	70,000
13 教　　育　　費	166,530,707	1,000	166,531,707			1,000	
歳　出　合　計	781,798,969	8,669,525	790,468,494	1,220,729	698,000	208,907	6,541,889

２　歳　　入

第 7 款　分担金及び負担金

（単位　千円）

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
2 負担金	3,538,590	15,669	3,554,259				
6 県土整備費負担金	1,321,793	15,669	1,337,462	4 河川費関係負担金	△ 8,375	○ ダムメンテナンス費	
				5 砂防費関係負担金	△ 1,500	○ 社会資本総合整備費	△ 2,500
						○ 砂防メンテナンス費	1,000
				6 都市計画費関係負担金	△ 7,150	○ 社会資本総合整備費	
				7 都市整備費関係負担金	32,694	○ 社会資本総合整備費（街路）	26,574
						○ 無電柱化推進費	6,120

第 8 款　使用料及び手数料

項　目	補正前の額	補正額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
1 使用料	7,932,659	11,193	7,943,852			
8 農政使用料	94,981	11,193	106,174	2 米麦畜産関係使用料	11,193	○ 浅間家畜育成牧場使用料

第 9 款　国庫支出金

項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 国庫負担金	**53,478,726**	**△ 489,093**	**52,989,633**				
2 生活こども費国庫負担金	2,808,033	2,270	2,810,303	1 生活こども費負担	2,270	○ 女性保護事業推進費	
3 健康福祉費国庫負担金	6,078,696	1,478	6,080,174	2 地域福祉費負担	1,478	○ 生活保護実施費	
7 県土整備費国庫負担金	8,022,704	△ 492,841	7,529,863	1 道路管理費負担	△ 270,445	○ 道路メンテナンス費	△ 6,995
						○ 無電柱化推進費	△ 263,450
				2 道路整備費負担	163,450	○ 道路改築費	180,950
						○ 道路メンテナンス費	△ 17,500
				3 河川費負担	△ 386,980	○ 大規模特定河川費	△ 350,500
						○ 河川メンテナンス費	△ 4,000
						○ ダムメンテナンス費	△ 32,480
				4 砂防費負担	△ 15,700	○ 事業間連携砂防費	△ 113,700
						○ 砂防メンテナンス費	98,000
				5 都市計画費負担	△ 1,866	○ 道路交通計画調査費	
				6 都市整備費負担	18,700	○ 無電柱化推進費	
2 国庫補助金	**30,062,495**	**1,709,822**	**31,772,317**				
1 知事戦略費国庫補助金	2,483,977	107,500	2,591,477	1 戦略企画費補助	27,500	○ デジタル田園都市国家構想交付金（拠点）	
				4 交通イノベーション推進費補助	80,000	○ 交通まちづくり戦略推進費	
4 生活こども費国庫補助金	4,409,974	1,003	4,410,977	5 県民活動支援・広聴費補助	1,003	○ 法人指導費	
5 健康福祉費国庫補助金	7,019,310	55,697	7,075,007	7 地域福祉費補助	54,000	○ 福祉人材確保対策費	
				9 介護高齢費補助	1,697	○ 認知症施策費	
10 県土整備費国庫補助金	8,853,157	1,545,622	10,398,779	2 道路管理費補助	450,327	○ 社会資本総合整備費	
				3 道路整備費補助	1,337,434	○ 社会資本総合整備費	
				4 河川費補助	△ 32,625	○ 社会資本総合整備費	
				5 砂防費補助	△ 103,253	○ 社会資本総合整備費	

項　目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説　明	
				6 都市計画費補助	△ 14,300	○ 社会資本総合整備費	
				7 都市整備費補助	22,699	○ 社会資本総合整備費（街路）	81,199
						○ 社会資本総合整備費（公園）	△ 58,500
				8 下水環境費補助	△ 22,560	○ 農山漁村地域整備費	
				10 住宅政策費補助	△ 92,100	○ 社会資本総合整備費	

第 11 款 寄附金

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 寄附金	676,273	9,310	685,583				
4 地域創生費寄附金	4,238	2,310	6,548	2 スポーツ振興費寄附	2,310	○ 国民スポーツ大会費	
9 教育費寄附金	1,384	1,000	2,384	2 教育総務費寄附	1,000	○ 学力向上費（高校教育）	
10 生活こども費寄附金		6,000	6,000	1 生活こども費寄附	6,000	○ 児童養護施設等対策費	5,000
						○ 家庭児童福祉推進費	1,000

第 13 款 繰越金

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明
1 繰越金	**10,000**	**6,541,889**	**6,551,889**			
1 繰越金	10,000	6,541,889	6,551,889	1 繰越金	6,541,889	

第 14 款 諸収入

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 受託事業収入	**675,759**	**2,553**	**678,312**			
6 農政費受託事業収入	369,368	2,553	371,921	3 農業試験受託事業収入	2,553	
6 雑入	**3,155,497**	**170,182**	**3,325,679**			
2 弁償金	131,040	62,884	193,924	1 弁償金	62,884	
5 雑入	2,947,606	107,298	3,054,904	1 雑入	107,298	

第 15 款 県債

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
1 県債	**47,409,000**	**698,000**	**48,107,000**				
2 総務債	2,858,000	114,000	2,972,000	2 危機管理債	114,000	○ 危機管理・防災対策推進費	
9 産業経済債	46,000	24,000	70,000	3 eスポーツ・クリエイティブ推進債	24,000	○ クリエイティブ推進費	
10 県土整備債	24,225,000	560,000	24,785,000	1 道路管理債	128,000	○ 社会資本総合整備費（道路管理）	327,000
						○ 道路メンテナンス費（道路管理）	△ 5,000
						○ 無電柱化推進費（道路管理）	△ 194,000
				2 道路整備債	1,158,000	○ 社会資本総合整備費（道路整備）	1,038,000
						○ 道路改築費	133,000
						○ 道路メンテナンス費（道路整備）	△ 13,000
				3 河川債	△ 390,000	○ 社会資本総合整備費（河川）	△ 32,000
						○ 大規模特定河川費	△ 315,000
						○ 河川メンテナンス費	△ 3,000
						○ ダムメンテナンス費	△ 40,000
				4 砂防債	△ 127,000	○ 社会資本総合整備費（砂防）	△ 116,000
						○ 事業間連携砂防費	△ 99,000
						○ 砂防メンテナンス費	88,000
				5 都市計画債	△ 7,000	○ 社会資本総合整備費（都市計画）	
				6 都市整備債	△ 8,000	○ 社会資本総合整備費（街路）	36,000
						○ 無電柱化推進費（街路）	8,000
						○ 社会資本総合整備費（公園）	△ 52,000
				7 住宅政策債	△ 194,000	○ 社会資本総合整備費（住宅）	

3 歳 出

第 2 款 知事戦略費

（単位 千円）

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明 事業名	説明 金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
5 交通イノベーション推進費	**1,489,721**	**120,000**	**1,609,721**					**国庫 80,000**	**40,000**	
2 交通イノベーション推進費	1,370,752	120,000	1,490,752	12 委託料	120,000			国庫 80,000	40,000	
						交通まちづくり戦略推進	120,000	国庫 80,000	40,000	・委託料 120,000

第 3 款　　総務費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 総務管理費	**16,420,476**	**6,034,258**	**22,454,734**						**6,034,258**	
3 財政管理費	3,277,757	6,034,258	9,312,015	24 積立金	6,034,258				6,034,258	
						財政調整基金積立	6,034,258		6,034,258	
6 危機管理費	**1,859,843**	**114,345**	**1,974,188**					**県債 114,000**	**345**	
1 危機管理費	526,460	114,345	640,805	17 備品購入費	114,345			県債 114,000	345	
						危機管理・防災対策推進	114,345	県債 114,000	345	

第４款　地域創生費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
3 文化振興費	**3,185,159**	**6,000**	**3,191,159**						**6,000**	
2 文化振興費	782,771	6,000	788,771	8 旅費	264				6,000	
				10 需用費	86	埴輪王国ぐんま発信	6,000		6,000	・委託料 5,650
				12 委託料	5,650					
5 スポーツ振興費	**1,482,965**	**120,000**	**1,602,965**					**寄附 2,310**	**117,690**	
2 スポーツ振興費	866,208	20,000	886,208	11 役務費	231			寄附 2,310	17,690	
				14 工事請負費	19,769	国民スポーツ大会	20,000	寄附 2,310	17,690	・工事費 19,769
3 スポーツ施設費	448,380	100,000	548,380	14 工事請負費	100,000				100,000	
						スポーツ施設管理・整備	100,000		100,000	・工事費 100,000

第 5 款　生活こども費

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明 事業名	説明 金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
1 生活こども費	**583,988**	**4,540**	**588,528**					**国庫 2,270**	**2,270**	
5 女性保護費	73,391	4,540	77,931	12 委託料	4,540			国庫 2,270	2,270	
						女性保護事業推進	4,540	国庫 2,270	2,270	・委託料 4,540
2 こども・子育て支援費	**20,527,246**	**3,307**	**20,530,553**						**3,307**	
2 子育て支援費	7,225,165	3,307	7,228,472	18 負担金補助及び交付金	3,307				3,307	
						子ども・子育て支援	3,307		3,307	・補助金 3,307
4 児童福祉費	**11,323,791**	**6,000**	**11,329,791**					**寄附 6,000**		
2 児童福祉費	3,947,144	6,000	3,953,144	10 需用費	100			寄附 6,000		
				12 委託料	5,900	児童養護施設等対策	5,000	寄附 5,000		・委託料 5,000
						家庭児童福祉推進	1,000	寄附 1,000		・委託料 900
5 県民活動支援・広聴費	**191,094**	**1,003**	**192,097**					**国庫 1,003**		
2 県民活動支援・広聴費	31,995	1,003	32,998	11 役務費	1,003			国庫 1,003		
						法人指導	1,003	国庫 1,003		

第 6 款　健康福祉費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 健康福祉費	**2,561,715**	**2,028**	**2,563,743**					**諸収 2,028**		
4 衛生環境研究所費	322,153	2,028	324,181	8 旅費	10			諸収 2,028		
				10 需用費	358	衛生環境研究所運営	2,028	諸収 2,028		
				11 役務費	180					
				12 委託料	1,470					
				18 負担金補助及び交付金	10					
2 医務費	**12,028,667**	**33,969**	**12,062,636**					**諸収 33,969**		
2 医療整備費	6,082,592	33,969	6,116,561	18 負担金補助及び交付金	33,969			諸収 33,969		
						災害医療対策	33,969	諸収 33,969		・負担金 33,969
8 地域福祉費	**5,175,461**	**62,957**	**5,238,418**					**国庫 55,478**	**7,479**	
3 生活保護費	3,228,923	2,957	3,231,880	12 委託料	2,957			国庫 1,478	1,479	
						生活保護実施	2,957	国庫 1,478	1,479	・委託料 2,957
5 福祉人材確保対策費	616,338	60,000	676,338	18 負担金補助及び交付金	60,000			国庫 54,000	6,000	
						福祉人材確保対策	60,000	国庫 54,000	6,000	・補助金 60,000
10 介護高齢費	**31,800,955**	**3,395**	**31,804,350**					**国庫 1,697**	**1,698**	
6 認知症・地域支援推進費	1,547,011	3,395	1,550,406	12 委託料	3,395			国庫 1,697	1,698	
						認知症施策	3,395	国庫 1,697	1,698	・委託料 3,395

第９款　農政費

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明 事業名	説明 金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
3 米麦畜産費	**1,510,006**	**11,743**	**1,521,749**					**使手 11,193** **諸収 550**		
5 浅間家畜育成牧場費	98,974	11,193	110,167	10 需用費	7,198			使手 11,193		
				11 役務費	96	浅間家畜育成牧場運営	7,308	使手 7,308		
				17 備品購入費	3,885	牧場施設整備	3,885	使手 3,885		
				26 公課費	14					
9 畜産試験場費	557,400	550	557,950	10 需用費	6			諸収 550		
				11 役務費	444	大家畜研究	550	諸収 550		
				17 備品購入費	100					
4 野菜花き費	**3,590,080**	**2,304**	**3,592,384**					**諸収 2,304**		
5 試験研究総合調整費	51,125	301	51,426	10 需用費	301			諸収 301		
						試験研究総合調整	301	諸収 301		
6 農業技術センター費	773,766	2,003	775,769	8 旅費	61			諸収 2,003		
				10 需用費	1,942	園芸作物研究	1,000	諸収 1,000		
						地球温暖化適応策の調査研究	1,003	諸収 1,003		
5 蚕糸特産費	**1,565,858**	**1,000**	**1,566,858**					**諸収 1,000**		
7 蚕糸技術センター費	237,873	1,000	238,873	17 備品購入費	1,000			諸収 1,000		
						遺伝子組換えカイコ実用化研究	1,000	諸収 1,000		

第 10 款　産業経済費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
5 eスポーツ・クリエイティブ推進費	**909,929**	**81,037**	**990,966**					**国庫 27,500** **県債 24,000**	**29,537**	
2 eスポーツ・クリエイティブ推進費	760,080	81,037	841,117	14 工事請負費	43,000			国庫 27,500 県債 24,000	29,537	
				17 備品購入費	12,000					
				21 補償補填及び賠償金	26,037	クリエイティブ推進	55,000	国庫 27,500 県債 24,000	3,500	・工事費 43,000
						施設活用	26,037		26,037	・補償金 26,037

第 11 款　県土整備費

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明 事業名	説明 金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
2 道路管理費	**14,674,402**	**420,705**	**15,095,107**					**国庫 179,882** **県債 128,000**	**112,823**	
1 道路管理総務費	1,010,459	48,667	1,059,126	10 需用費	48,667				48,667	
						道路維持管理	48,667		48,667	
2 道路管理費	13,663,943	372,038	14,035,981	12 委託料	50,000			国庫 179,882 県債 128,000	64,156	
				14 工事請負費	322,038					
						単独道路維持修繕	50,000		50,000	・委託料 50,000
						社会資本総合整備	813,755	国庫 450,327 県債 327,000	36,428	・工事費 813,755
						道路メンテナンス	△12,717	国庫 △6,995 県債 △5,000	△722	・工事費 △12,717
						無電柱化推進	△479,000	国庫 △263,450 県債 △194,000	△21,550	・工事費 △479,000
3 道路整備費	**21,707,528**	**2,788,158**	**24,495,686**					**国庫 1,500,884** **県債 1,158,000**	**129,274**	
2 道路新設改良費	17,955,088	2,788,158	20,743,246	12 委託料	10,000			国庫 1,500,884 県債 1,158,000	129,274	
				14 工事請負費	2,778,158					
						社会資本総合整備	2,490,958	国庫 1,337,434 県債 1,038,000	115,524	・工事費 2,490,958

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明 事業名	説明 金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
						道路改築	329,000	国庫 180,950 県債 133,000	15,050	・工事費 329,000
						道路メンテナンス	△31,800	国庫 △17,500 県債 △13,000	△1,300	・委託料 10,000 ・工事費 △41,800
4 河川費	**7,760,275**	**△812,250**	**6,948,025**					**国庫 △419,605** **分負 △8,375** **県債 △390,000**	**5,730**	
2 河川改良費	6,804,511	△812,250	5,992,261	12 委託料 14 工事請負費	△35,000 △777,250			国庫 △419,605 分負 △8,375 県債 △390,000	5,730	
						河川維持補修	50,000		50,000	・委託料 50,000
						社会資本総合整備	△68,250	国庫 △32,625 県債 △32,000	△3,625	・工事費 △68,250
						大規模特定河川	△701,000	国庫 △350,500 県債 △315,000	△35,500	・工事費 △701,000
						河川メンテナンス	△8,000	国庫 △4,000 県債 △3,000	△1,000	・工事費 △8,000
						ダムメンテナンス	△85,000	国庫 △32,480 分負 △8,375	△4,145	・委託料 △85,000

項　　目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区　分	金　額	事業名	金　額	補正額の財源内訳		附　記
								特定財源	一般財源	
								県債　△40,000		
5 砂　防　費	**5,490,015**	**△260,656**	**5,229,359**					**国庫　△118,953** **分負　△1,500** **県債　△127,000**	**△13,203**	
2 砂　防　費	3,978,802	△260,656	3,718,146	14 工事請負費	△260,656			国庫　△118,953 分負　△1,500 県債　△127,000	△13,203	
						社会資本総合整備	△234,256	国庫　△103,253 分負　△2,500 県債　△116,000	△12,503	・工事費　△234,256
						事業間連携砂防	△223,400	国庫　△113,700 県債　△99,000	△10,700	・工事費　△223,400
						砂防メンテナンス	197,000	国庫　98,000 分負　1,000 県債　88,000	10,000	・工事費　197,000
6 都市計画費	**516,641**	**△34,200**	**482,441**					**国庫　△16,166** **分負　△7,150** **県債　△7,000**	**△3,884**	
2 土地区画整理費	179,552	△28,600	150,952	18 負担金補助及び交付金	△28,600			国庫　△14,300	△150	

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	事業名	金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
								分負 △7,150 県債 △7,000		
						社会資本総合整備	△28,600	国庫 △14,300 分負 △7,150 県債 △7,000	△150	・交付金 △28,600
4 道路交通計画費	270,900	△5,600	265,300	18 負担金補助及び交付金	△5,600			国庫 △1,866	△3,734	
						道路交通計画調査	△5,600	国庫 △1,866	△3,734	・負担金 △5,600
7 都市整備費	**3,278,313**	**134,634**	**3,412,947**					**国庫 41,399** **分負 32,694** **諸収 70,000** **県債 △8,000**	**△1,459**	
1 街路費	1,557,943	251,634	1,809,577	12 委託料 16 公有財産購入費 21 補償補填及び賠償金	104,000 50,000 97,634			国庫 99,899 分負 32,694 諸収 70,000 県債 44,000	5,041	
						社会資本総合整備（街路）	147,634	国庫 81,199 分負 26,574 県債 36,000	3,861	・用地購入費 50,000 ・補償金 97,634
						無電柱化推進	34,000	国庫 18,700	1,180	・委託料 34,000

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
								分負 6,120 県債 8,000		
						自動運転実証実験	70,000	諸収 70,000		・委託料 70,000
2 公園費	1,720,370	△117,000	1,603,370	14 工事請負費	△117,000			国庫 △58,500 県債 △52,000	△6,500	
						社会資本総合整備（公園）	△117,000	国庫 △58,500 県債 △52,000	△6,500	・工事費 △117,000
8 下水環境費	**4,108,852**	**△22,560**	**4,086,292**					**国庫 △22,560**		
2 農業集落排水費	141,650	△22,560	119,090	18 負担金補助及び交付金	△22,560			国庫 △22,560		
						農山漁村地域整備	△22,560	国庫 △22,560		・補助金 △22,560
10 住宅政策費	**3,038,532**	**△286,076**	**2,752,456**					**国庫 △92,100** **県債 △194,000**	**24**	
3 住宅建設費	977,576	△286,076	691,500	14 工事請負費	△283,928			国庫 △92,100 県債 △194,000	24	
				21 補償補填及び賠償金	△2,148					
						社会資本総合整備	△286,076	国庫 △92,100 県債 △194,000	24	・工事費 △283,928 ・補償金 △2,148

第 12 款　警察費

項目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明 事業名	説明 金額	補正額の財源内訳 特定財源	補正額の財源内訳 一般財源	附記
2 警察活動費	**4,862,579**	**132,884**	**4,995,463**					**諸収 62,884**	**70,000**	
1 一般警察活動費	780,698	62,884	843,582	10 需用費	47,281			諸収 62,884		
				11 役務費	10,340	留置管理	62,884	諸収 62,884		
				13 使用料及び賃借料	5,263					
3 交通指導取締費	3,401,360	70,000	3,471,360	14 工事請負費	70,000				70,000	
						交通安全施設整備	70,000		70,000	・工事費 70,000

第 13 款 教育費

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
1 教育総務費	**26,846,409**	**1,000**	**26,847,409**					**寄附 1,000**		
7 高校教育指導費	671,685	1,000	672,685	17 備品購入費	1,000			寄附 1,000		
						学力向上	1,000	寄附 1,000		

県債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

（単位 千円）

区分	令和４年度末現在高	令和５年度末現在高	令和６年度中増減見込み				令和６年度末現在高見込額
			令和６年度中起債見込額			令和６年度中元金償還見込額	
			補正前の額	補正額	補正後の額		
1 普通債	619,204,472	618,035,641	41,190,000	698,000	41,888,000	48,666,385	611,257,256
(1) 土木	425,705,623	429,253,498	24,266,000	560,000	24,826,000	33,218,943	420,860,555
(2) 農林水産	68,505,316	67,188,515	7,501,000		7,501,000	6,303,090	68,386,425
(3) 教育	44,239,709	42,678,416	4,124,000		4,124,000	3,368,151	43,434,265
(4) 公営住宅	9,252,964	9,169,717	45,000		45,000	846,810	8,367,907
(5) その他	71,500,860	69,745,495	5,254,000	138,000	5,392,000	4,929,391	70,208,104
2 災害復旧債	17,516,489	17,200,485	1,619,000		1,619,000	1,921,679	16,897,806
(1) 土木	17,515,489	17,199,485	1,617,000		1,617,000	1,921,679	16,894,806
(2) 農林水産	1,000	1,000	2,000		2,000		3,000
3 その他	93,502,021	85,513,250				8,716,611	76,796,639
(1) 退職手当債	34,620,195	31,414,875				3,198,105	28,216,770
(2) 減税補てん債	4,130,299	2,717,691				1,133,508	1,584,183
(3) 減収補てん債（特例分）	53,018,181	49,721,736				4,310,600	45,411,136
(4) 調整債	1,733,346	1,658,948				74,398	1,584,550
小計	730,222,982	720,749,376	42,809,000	698,000	43,507,000	59,304,675	704,951,701
4 臨時財政対策債	559,291,129	534,619,738	4,600,000		4,600,000	32,020,175	507,199,563
合計	1,289,514,111	1,255,369,114	47,409,000	698,000	（※） 48,107,000	91,324,850	1,212,151,264

（※）令和6年度中起債見込額48,107,000千円には、前年度以前からの繰越事業に係る県債発行見込額 26,343,000千円が加わる見込み。

（注1）公債管理特別会計を含む。

（注2）満期一括償還方式による県債の元金償還に備えた減債基金積立額については、元金を償還したものとみなし、元金償還見込額に含めている。

令和６年度群馬県電気事業会計補正予算実施計画（第１号）
債務負担行為に関する調書

変　更　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

事項	区分	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
			期間	金額	期間	金額	企業債	補助金	損益勘定留保資金等
沢入発電所設備改良事業請負契約	補正前	187,627			令和７年度	187,627			187,627
	補正				令和7年度から令和8年度まで				
	補正後	187,627			令和7年度から令和8年度まで	187,627			187,627

令和６年度群馬県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第２号・報告分）

１ 総 括

（歳　　入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計
14 諸収入	13,899,319	80,000	13,979,319
歳入合計	781,718,969	80,000	781,798,969

（歳　　出）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	県債	その他	
4 地域創生費	7,821,198	80,000	7,901,198			80,000	
歳出合計	781,718,969	80,000	781,798,969			80,000	

２　歳　入

第 14 款 諸収入

（単位　千円）

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 受託事業収入	**595,759**	**80,000**	**675,759**			
2 地域創生費受託事業収入	19,685	80,000	99,685	1 文化づくり推進受託事業収入	80,000	

３ 歳 出

第 ４ 款　地域創生費

（単位　千円）

項目	補正前の額	補正額	計	節		説明				
				区分	金額	事業名	金額	補正額の財源内訳		附記
								特定財源	一般財源	
3 文化振興費	**3,105,159**	**80,000**	**3,185,159**					**諸収 80,000**		
2 文化振興費	702,771	80,000	782,771	12 委託料	80,000			諸収 80,000		
						文化づくり推進	80,000	諸収 80,000		・委託料 80,000